利益の処分に関する書類

（平成28年７月11日）

（単位：円）

科目	金額	
Ⅰ　当期未処分利益		
当期総利益	4,502,057,930	4,502,057,930
Ⅱ　利益処分額		
積立金		4,502,057,930

行政サービス実施コスト計算書

（平成27年４月１日～平成28年３月31日）

（単位：円）

項目	金額		
Ⅰ　業務費用			
(1)　損益計算書上の費用			
研究業務費	81,420,696,162		
一般管理費	7,503,862,376		
臨時損失	563,585,255	89,488,143,793	
(2)　（控除）自己収入等			
物品受贈収益	△　1,683,902,527		
知的所有権収益	△　283,355,127		
研究収益	△　5,524,867,844		
受託収益	△　19,177,113,203		
寄附金収益	△　31,189,864		
雑益	△　458,120,135		
臨時利益	△　77,207,083	△　27,235,755,783	
業務費用合計			62,252,388,010
Ⅱ　損益外減価償却相当額			12,214,235,007
Ⅲ　損益外減損損失相当額			2,745,834,556
Ⅳ　損益外除売却差額相当額			118,558,349
Ⅴ　引当外賞与見積額			496,466,020
Ⅵ　引当外退職給付増加見積額			566,205,468
Ⅶ　機会費用			
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	223,917,375		
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用	0		223,917,375
Ⅷ　（控除）法人税等及び国庫納付額			0
Ⅸ　行政サービス実施コスト			78,617,604,785

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」(平成28年２月改訂)(以下、独立行政法人会計基準等という）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第81（注解60、注解61）の規定については、経過措置を適用していることから、改訂前の第81（注解60）を適用しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

収益化単位の業務及び管理部門の活動ごとの見積り費用と実績費用の管理体制を構築することに一定の期間を要するため、経過措置を適用し、費用進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

(1)　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～50年
構築物	10～50年
機械及び装置	20～30年
車両運搬具	２～６年
工具器具備品	２～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2)　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

産業財産権	８年
法人内利用のソフトウェア	５年

３．引当金の計上基準

(1)　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)　賞与引当金

自己収入により賞与の支払財源を措置する場合には、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

運営費交付金により賞与の財源措置がなされる場合には、引当金を計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の引当外賞与見積額を控除して計算しております。

(3)　退職給付引当金

ア　自己収入により退職給付を措置する場合

職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生年度に全額費用として処理することとしております。